

2011年 AJCE 年次セミナー
海外プロジェクトにおけるコンサルタント契約
~FIDIC White Book と アジュディケーター~

技術研修委員会

日時：平成23年7月12日(火) 13:30 ~ 17:00

会場：日本工営株式会社 本社3階A会議室

参加人数：130名



はじめに

2011年7月12日(火)「海外プロジェクトにおけるコンサルタント契約~FIDIC White Book とアジュディケーター~」と題し、セミナーを開催した。本邦コンサルタントの国際展開が声高に叫ばれる中、本セミナーでは海外でプロジェクトを実施する上でのスタンダードとなっているFIDICの標準契約約款のうち、唯一、発注者-コンサルタント間の契約事項を扱う「Client/Consultant Model Services Agreement (発注者・コンサルタント間の標準サービス契約書)」（通称、White Book）について、各講演者の視点から解説して頂いた。この他、FIDIC加盟協会としてAJCEが2011年5月より運用を開始しているアジュディケーター登録制度についても紹介した。

講演 「コンサルティングエンジニアの役割とその契約」 林 幸伸氏

国際建設プロジェクトにおけるコンサルティングエンジニアの役割について、国際協力機構(JICA)の円

借款案件用の業務契約書やFIDICのRed Book等を踏まえて解説して頂いた。始めに、White Bookでコンサルタントが負う契約上の責任範囲は合理的な技能、注意、及び勤勉さをもって行動することであり、またコンサルタントは独立の専門家として発注者と第三者の間に立つことが求められることが解説された。次に、具体的なエンジニアの役割として、(発注者の代理人としての)請負者の提出文書の承認やプロジェクト管理、請負者の契約履行に係る各種証明書の発行、クレームの収束に向けた「決定」(determination)が挙げられ、この「決定」は紛争委員会によって覆されない限り両契約当事者を拘束すると説明された。公平な立場にあるべきエンジニアが、同時に発注者の代理人としての役割を求められるという二面性がDispute Board(紛争裁定委員会)導入の背景にある。最後に、契約を結ぶ上でコンサルタントは、TORの明確さ、損害賠償責任の所在、保険要求、契約変更手続き、支払条件、紛争解決条項等を十分に確認し、リスク低減を図るべきとの助言を頂いた。



林 幸伸 氏

AJCE 技術研修委員会 副委員長
AJCE アジュディケーター委員会 副委員長
日本工営(株) コンサルタント海外事業本部
契約管理室長

講演 「White Book 2006 の解説」 鈴木 孝治氏



鈴木 孝治 氏

AJCE 国際活動委員会契約分科会 委員
(株)建設技術研究所 国際部技師長

建設会社とコンサルタント双方の立場で海外業務に携わり、またアジュディケーター合格者の一人でもある鈴木氏からは、White Book 2006 の各項について JICA の契約書と対照しながら丁寧に解説して頂いた。特に、適用法、著作権の扱い、コンサルタントの責任範囲、要員の交代手続き、賠償責任保険の付保等に関する記述の差異が説明され、例えば著作権は White Book ではコンサルタントに帰属するものと定められているが、JICA では発注者に帰属するとのみ書かれている。また、White Book では、コンサルタントは合理的な技能、注意、勤勉さをもって行動すれば、その他は責任を負わないと明記され、賠償責任も定められた期間内に請求がなされたものに限られ、賠償責任を負うのは相手方によって違反が立証された場合のみであるとの説明がされた。補償限度について、White Book では合理的に予見可能な損失または損害に係る金額までと定められている（上限金額の一つの目安は報酬額）が、JICA ではこの点がないことなどが解説された。

講演 「コンサルタント契約とコンサルティングエンジニアの責任」 小泉 淑子氏

小泉弁護士からは、具体的な事例・判例を交えながらコンサルタントの責任について実務の観点から説明

して頂いた。始めに、コンサルタントは、発注者とコンサルタント間で結ぶ業務委託契約に基づいた契約責任に留まらず、近年は不法行為（特に近年は環境に対する負の影響）にまで及んで責任を追及される現実が伝えられた。一方、コントラクターとコンサルタントの間には契約関係が存在せず、コントラクターより法律上の損害賠償請求などがあった場合には、訴訟に進む可能性があるとの説明があった。その後、インドネシアやベトナム、ナイジェリアの事例を通じて、数十年前に実施したプロジェクトでも訴訟の対象となる可能性があるため、関連文書の管理・記録が重要である点が強調され、また、日本では見過ごしがちなことが海外では不正と見做され、厳しいペナルティが課せられる事例があることを直視すべき、との厳しい指摘があった。こうした状況を受け、契約時点では、サービスの範囲、通常・追加・特別サービスの定義、契約期間、担保責任の存続期間、契約延長のプロセス、プロジェクト終了後の発注者への協力義務範囲等を明確にすることが重要であり、また、エージェント契約、コンプライアンス・プログラム、ファシリテーション・ペイメント、文書保存規定を見直すべきとの指摘があった。



小泉 淑子 氏

シティユーワ法律事務所 弁護士

講演 「ディスピュート・ボードとエンジニア」 大本 俊彦氏

FIDIC の登録アジュディケーターの一人でもある

大本教授からは、JICA が中心となって普及を進めている Dispute Board(紛争裁定委員会)の内容、役割、構成等に関して解説があった。冒頭、 Dispute Board 制度が被援助国側のコスト増につながり、また、その役割がエンジニアの役割と重複している、という批判もあることが紹介された。その後、 Dispute Board が、契約の解釈やプロジェクト経験、紛争解決に造詣が深く、中立・公平な 3 名の専門家によって構成され、実際には紛争の解決だけではなく、紛争の予防機能に利点があることが報告された。また、 Dispute Board の役割が紛争当事者自身による問題解決の支援であり、原則的にエンジニアのような技術的助言は行わないと説明された。 Dispute Board には DRB (Dispute Review Board) と DAB (Dispute Adjudication Board) の二種類が存在し、前者では両紛争当事者が自発的に受け入れない限り拘束力を持たない「勧告」を、後者では仲裁・裁判によって覆されない限り契約的拘束力を持つ「決定」を Dispute Board が出す点で異なる。



大本 俊彦 氏
京都大学客員教授

講演 「AJCE アジュディケーター登録制度の導入
昨今のアジュディケーターに対する需要の高まりを受け、FIDIC は加盟各協会に対し独自にアジュディケーターを輩出するよう求めており、この流れを受けて

AJCE も 2011 年 5 月より「アジュディケーター AJCE リスト」の運用を開始した旨が報告された。また、JICA によるセミナーとアセスメントワークショップの結果を受け、10 名の合格証明が交付されたことが報告された。その後、AJCE リストの登録条件は、AJCE のアジュディケーター試験審査に合格し、アジュディケーターの指名があった場合に対応できること、との説明があり、試験・審査から登録までの流れと応募条件について詳しく解説された。最後に、会場の参加者に対する積極的な応募が呼びかけられた。



野崎 秀則 氏
AJCE 理事 アジュディケーター委員会委員長
(株)オリエンタルコンサルタンツ
代表取締役社長

おわりに

本セミナーでは、海外業務における豊富な経験を持ち、Dispute Board やアジュディケーター制度にも直接的に関わる等、造詣の深い 4 名の専門家より White Book と DAB について、事例や判例を交えて詳しく解説して頂いた。4 名はコンサルタント、建設会社、弁護士、学術経験者 / アジュディケーターという異なった立場から海外プロジェクトに長年関わってきた実務者であり、この場で共有された実践的な知見は、参加各社が今後、リスクの高い海外でのプロジェクトに挑戦していく上での大きな一助となったと確信する。

以上